

随想

ずいそう

千葉商科大学教授・政策情報学部長

みやざき みどり
宮崎 緑



Diversity

与論島の言葉では「ありがとう」のことを「トウトガナシ」という。語源には様々な説があるが、「尊い我なし」というへりくだった態度が由来とする説が私は好きだ。沖縄と鹿児島の上に連なる奄美群島は有人八島からなり、シマによって文化も言葉も違う。シマとは集落の意味で、同じ島内でもひと山越えて隣の集落に行くと言葉も通じないほどの多様性の宝庫なのだが、共通して、実に謙虚で思いやりを溢れた地域性をもっている。

このトウトガナシはひとつ北の沖永良部島に行くとミヘーデロン、その北の徳之島ではオブラダレン、そのまた北の奄美大島本島ではアリガッサマリョータ、東隣の喜界島ではウフクンデータと変わる。奄美の「こんにちは」はウガミンショーラ、「拝み奉り候」という意味である。人と人が出会った折、一歩引いて手を合わせるご挨拶・・・現代社会で忘れ去られようとしている人間としての大切なものが、奄美にはまだしっかりと残っているのだ。

言葉が違えば、内包される価値観が違うから、ライフスタイルにも相違がでる。島唄を奏でる蛇皮線、三線（サンシン）は、大島では竹を削ったバチで弾くが、沖永良部まで南下すると牛や山羊の角の先を切ったものを親指にはめて弾く形になる。音階もエーサー、カチャーシーの世界に変わる。沖縄では弦が倍太く、奄美より音程がオクターブ低い。即ち、琉球の島唄は男性の声に合わせて唄う男性文化、奄美の島唄は女性の声に合わせる女性文化というわけである。従って、海の向こうの豊穡の国から幸せがやってくるというネリヤカナヤ思想は琉球のニライカナイとは似て非なるものとなる。

これだけ強い個性や地域特性をもちながら、しかし全体としては奄美という共通のアイデンティティーをもつ。歴史的にも地政学的にも琉球と薩摩の狭間で激動の時代を経ながら、ウチナンチュでもヤマトンチュでもないシマンチュとしての独自性を守り、育ててきたところが奄美の大きな魅力ではないかと私は思う。地域文化の情報発信拠点である奄美パーク及び奄美を描いた孤高の画家、田中一村の記念美術館の館長をつとめて13年目になるが、南の島に行くたび、東京から見るとは全く違う世界が見えることに感銘を受ける。

その豊かなdiversityが、しかし、今、危うくなっている。

奄美では戦後民主主義教育の中で方言が禁止され、学校で島ユムタ（島の言葉、島口）を使うと、廊下に立たされたり罰を受けたりしたという。色分けしたバッジで標準語の「うまさ」を評し、胸に「私は方言を話しました」といった類のプラカードを下げて街を歩かされたケースもあったときく。時代の故とはいえ、なんとも胸の塞がる歴史ではないか。だから、今、社会の中堅を占める世代は島の言葉が話せない。

教育論議の柱の一つにナショナルミニマムがある。これはこれで大切なことだが、押し並べて平準化してしまうこととは区別したいと、南の島で思うものである。

A Reason for Living



子ども歩き遍路ツアーの取り組みについて

「今までの遠足で今日の遠足が一番楽しかった」「校長先生、うちの下の子が1年生なので、この子が5年生になるまで、続けてください」私たちの活動実施後、子どもたちや保護者からの感想や意見を校長先生から連絡をいただき疲れが一度に消えた思いです。今回は私たちが行っている「子ども歩き遍路ツアー」についてお話していこうと思います。

1 はじめに

徳島県には四国八十八か所札所のうち、1番札所の霊山寺～23番札所の薬王寺まで23か所の札所があります。

「子ども歩き遍路ツアー」を始めて5年、「子ども歩く遍路遠足」を始めて3年、最初は人が集まらず、知り合いの方に声をかけてどうにか実施にこぎつけたものでした。その「子ども歩き遍路ツアー」も子どもだけでなく保護者の参加も増えてきました。

「子ども歩く遍路遠足」の最初の1校の実施には、学校に何度も足を運びました。学校にどのようなサポートをすれば、学校にも保護者にも安心してもらえるのか、もちろん、子どもたちによかったといってもらえる遠足になるのか、学校の先生と意見を交換し、安全性の確保のために、私たちだけでなく学校の先生方と「下見」を繰り返して実施しました。

2 「子ども歩き遍路ツアー」の目指すもの

現在の子どもたちが暮らす社会は車社会です。特に徳島のように公共交通機関網が十分整備されていない地域は、自家用車で行動することが多く「歩く」機会が少ないのが現状です。当然子どもたちの体力の低下は否めません。そこで、「歩くことの楽しさ、歩いて目的地に到達した充実感を味わせたい。また、少しくらい苦しくても歩き通せたことにより、粘り強い心、たくましい心の育成を目指したい」ということからこの活動を始め

ました。

春や秋の好天の下、里山の道（遍路道）を友だちと語り合いながら自分のペースで歩き、途中で地域の人々とふれあい、地域の文化遺産について理解を深めていきます。JRやバスの切符を自分で買う等、子どもたちにとって日ごろ経験できない事への挑戦も楽しみのひとつです。また、子どもたちに「歩数計」を配り自分の運動量を具体的に認識させ、歩くことを生活の中に位置づけ体力の向上への取り組みを習慣化させることもねらいとしています。

3 「子ども歩く遍路遠足」への発展

徳島市内の小学生を募集してきた「子ども歩き遍路ツアー」には参加する人数の上で限界がありました。もっと多くの子どもたちに身近な文化遺産に親しんでもらい、また多くの子どもたちに歩くことの楽しさ、結果として体力の向上を目指すためには、学校行事の「遠足」に歩くことを取り入れることができればと考えて、3年前に学校に働きかけました。

大勢の子どもたちが歩いて行動するには、学校の先生だけでは安全面においても、コース設定も、下見も十分できません。私たちが現職時代に実施したい気持ちがあってもなかなか実施ができなかった経験から、何をサポートすればよいかを検討しました。

まず最初に、①安全なコース設定 ②トイレの確保 ③休憩や昼食の場所の確保 ④緊急時の対応 ⑤ 天候の変化への対応等々について検討しました。

子ども歩き遍路実行委員会委員長
徳島市退職校長会会長

はま お よし ひさ

濱尾 巧久



次に、必要なスタッフの確保をどうするかです。幸いにして、徳島市退職校長会の組織として教育支援部があり、そのメンバーを中心にスタッフを確保してきました。

4 コースの設定について

(1) 子ども歩き遍路ツアー

徳島駅を拠点にJRや路線バスを使って出発点まで移動し、最終目的地よりJRや路線バスを使って徳島駅に帰り解散します。対象の子どもたちを徳島市内の小学校4年～6年としています。年ごとに参加者の中にリピーターが増えてきました。そこでいくつかのコースを設定する必要が出てきました。現在は3コースを年次ごとに变えて実施しています。

- ①徳島駅 ②板東駅 ③壺山寺 ④2、3、4番札所 ⑤地藏寺 ⑥徳島駅
JR 徒歩 バス
- ②13番札所大日寺～17番札所井戸寺まで歩く
- ③18番札所恩山寺・19番札所立江寺を歩く

(2) 子ども歩く遍路遠足

「遍路遠足」は学校行事の遠足を「歩く」ことを中心にした遠足ということで出発点が学校から、そしてゴールも学校。そこで、すべての学校が実施できるとは限りませんが、できるだけ多くの学校に取り入れてもらうためにコースの設定を工夫しました。また、大勢（学校によっては120人程度）が一度に行動するので路線バスの利用は不可能であり、交通機関としてはJRの利用が中心となりました。

例

18番札所 19番札所
学校—井天山—恩山寺—立江寺—立江駅—文化の森駅—学校
徒歩 JR 徒歩

5 札所やマナーについて英語で解説

子どもたちが活躍する時代は今よりもっとグローバルな社会で、その中で世界の人々とともに生き抜くためには世界の共通語である英語に慣れ親しむことが必要であると考えています。すなわち、地域の文化を世界に発信できる人づくりであり、世界の人々に日本のよさ徳島のよさ、徳島の文化が語れる人づくりであります。そのために札所について、またマナーについて英語と日本語で解説を始めました。

次に、18番札所恩山寺について英語と日本語の解説の一部を紹介します。

When Koubou-daishi was doing religious practice, his mother visited here. At the time, however, women were banned for entering temples for religious reasons. Therefore, Koubou-daishi performed cold water ablutions by a waterfall for 17 days. As a result, Koubou-daishi was permitted to welcome his mother in the temple.

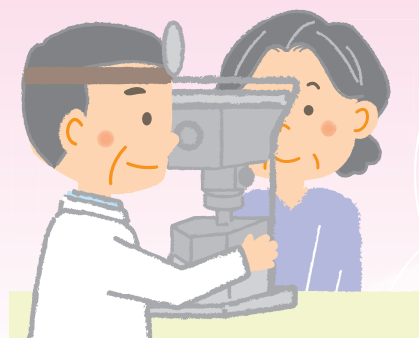
弘法大師が女人禁制の寺に母を迎えるために、17日間滝に打たれて修行をし、その結果、母を迎えることを許された。

出典元：DVD「阿波の遍路道—世界に発信する四国巡礼」(Tokushima/The Sacred Temples)
徳島大学総合科学部 異文化コミュニケーション研究室製作 (坂田浩准教授)

6 おわりに

「子どもと直接活動することで、子どもから力をもらった」とよくいわれていますが、私たちの活動がまさにそのとおりだと感じています。札所の解説やマナーについて英語と日本語で話しているとき、聞いている子どもたちの目が生き生きと輝いています。その子どもたちを見ていると日本の未来に力強さを感じたりもします。

子ども歩き遍路万歳。



緑内障から目を守る

以前から緑内障は糖尿病網膜症とならんで日本人の中途失明原因の上位を占めていました。現在では糖尿病が検診で早期に発見されるようになり、また高齢社会の進行ともあいまって緑内障が中途失明原因の第1位になっています。しかし、実際には失明には至らなくても、日常生活で不自由を感じるような視野が欠けている多くの患者さんがおられます。今回は、緑内障の原因とその治療法についてお話します。

1 緑内障は中途失明原因の第1位

上記のように、緑内障が中途失明原因の第1位になっており、また失明には至らなくても、日常生活で不自由を感じるような視野が欠けている多くの患者さんがおられます。私たち眼科専門医は、中高年の患者さんを診察するときには目の奥を観察し、また目の硬さである眼圧を測ることで、緑内障を見逃さないようにいつも最大限の注意を払っています。そして、もし緑内障と診断されたときには、患者さんは目薬を中心に眼圧を上手くコントロールしていくことで、現在の生活の質を維持し、健やかな人生を送り続けることにできるようになります。

2 緑内障はどんな病気？

40歳以上の日本人の5～7%が緑内障にかかっているといわれています。しかもその8割の人は緑内障と気づいていませんでした。この緑内障は目の硬さである眼圧が上昇して、目の奥にある視神経を圧迫して萎縮を起こす病気と考えられがちです。確かに視神経が非常にゆっくりと萎縮を起こす病気であること、眼圧が緑内障の進行に重要な役割を果たしていることには間違いがありませんが、その発生のメカニズムはまだ十

分には分かっていません。しかも眼圧に関しては、日本人では眼圧が10～20mmHgの正常範囲内の正常眼圧緑内障が最も多いことが分かっています。現在では緑内障は「視神経と視野に特徴的な変化を示し、眼圧を十分下げることにより視神経の障害を改善あるいは抑制できることを特徴とする病気」と定義されており、眼圧は治療の唯一の目安ではありますが、「眼圧が高いから緑内障、低ければ緑内障ではない」ということにはなりません。患者さんの中には眼圧が急に上昇して目の痛みや頭痛で耐えられなくなる急性緑内障発作を起こされる患者さんもおられますが、実際にはまったく痛みや視力障害などの自覚症状を訴えず、気づかないうちに視野が少しずつ欠けていく方が圧倒的に多いわけです。このような患者さんでは、いくら気をつけていても症状を自覚せず、眼科医の診察で目の奥の視神経の形をみたり、視野を測ったりしないと発見することができません。緑内障には家族に緑内障の方がおられること、中等度以上の近視があることなどいくつかの危険因子がありますので、危険因子をお持ちの方は40歳を越えれば、1年に1回程度眼科で検診される方がよいでしょう。実際にある統計では人間ドックで発見される緑内障の患者さんが一番多く75%を占め、眼鏡やコンタクトレンズの検査のため眼科を受診して発見される方が20%であり、本人が見えにくさを訴えて眼科を受診するの



はわずか5%に過ぎないとされています。

3 なぜ視野が欠けても自覚しないの？ 視野の自己チェック法は？

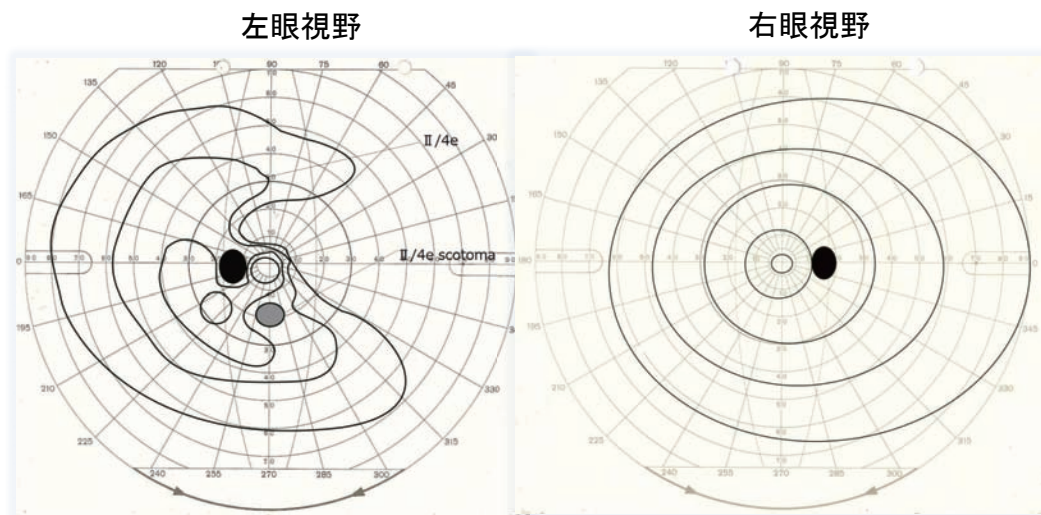
視野が欠けるとその部分が見えなくなるので、ある程度進行すればだれでも分かりそうなものです。しかし、緑内障の患者さんはかなり病気が進行した段階になるまでほとんど気づきません。これは、一つは初期には視野の異常が中心から少し離れたところにできるのでまず気づかないこと、もう一つは、緑内障が高度に進行するまで視力はよいため見るのに困らない患者さんが多いことです。

目は二つありお互いの目で反対の目の視野を補い合っているために視野の欠けを自覚しにくいことがあります。例を挙げてみましょう。私の施設で初めてかなり進行した緑内障と診断された患者さんです。左目の視野は鼻側が高度に狭窄し、ほとんど見えていません（図1左）。しかし、右目の視野はまったく正常で欠けていませ

ん（図1右）。この患者さんが普通に両目を開けていると、左目の見えない鼻側の視野は右目の耳側の視野で完全にカバーされ、まったく見えないところは存在しないことになります。また、もし右目をつぶって左目だけで見た場合にはどうでしょうか？実は視野では見えていない部分があっても、ぼんやり背景が見えているために全体が見えているものと錯覚してしまったり（6ページ図2）、これまでの経験から脳が見えていない部分の映像を勝手に作ってしまい、見えていると錯覚していることもあるのです。

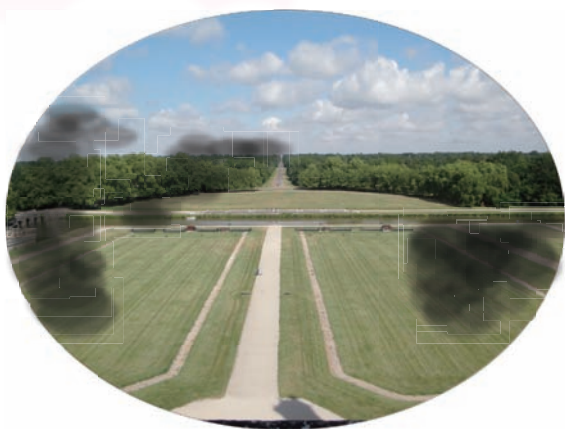
簡単な緑内障の視野チェック法があります。まずB4サイズの四角い紙を用意します。その真中に黒い点を書きます。そしてその点から斜め4方向のバラバラの距離に○×△□の四つのマークを書きます（6ページ図3）。その紙をテーブルに置いて、30cmくらいの距離から見下ろし、真中の黒い点を片方の目だけでずっと見続けながらその紙をゆっくり一回転させ、ずっと四つのマークが同時に見え続けるかをチェックする方法です。

図1. 緑内障の人の視野
左眼視野（左）は鼻側が欠けているが右眼視野（右）でカバーしている。



次ページへつづく

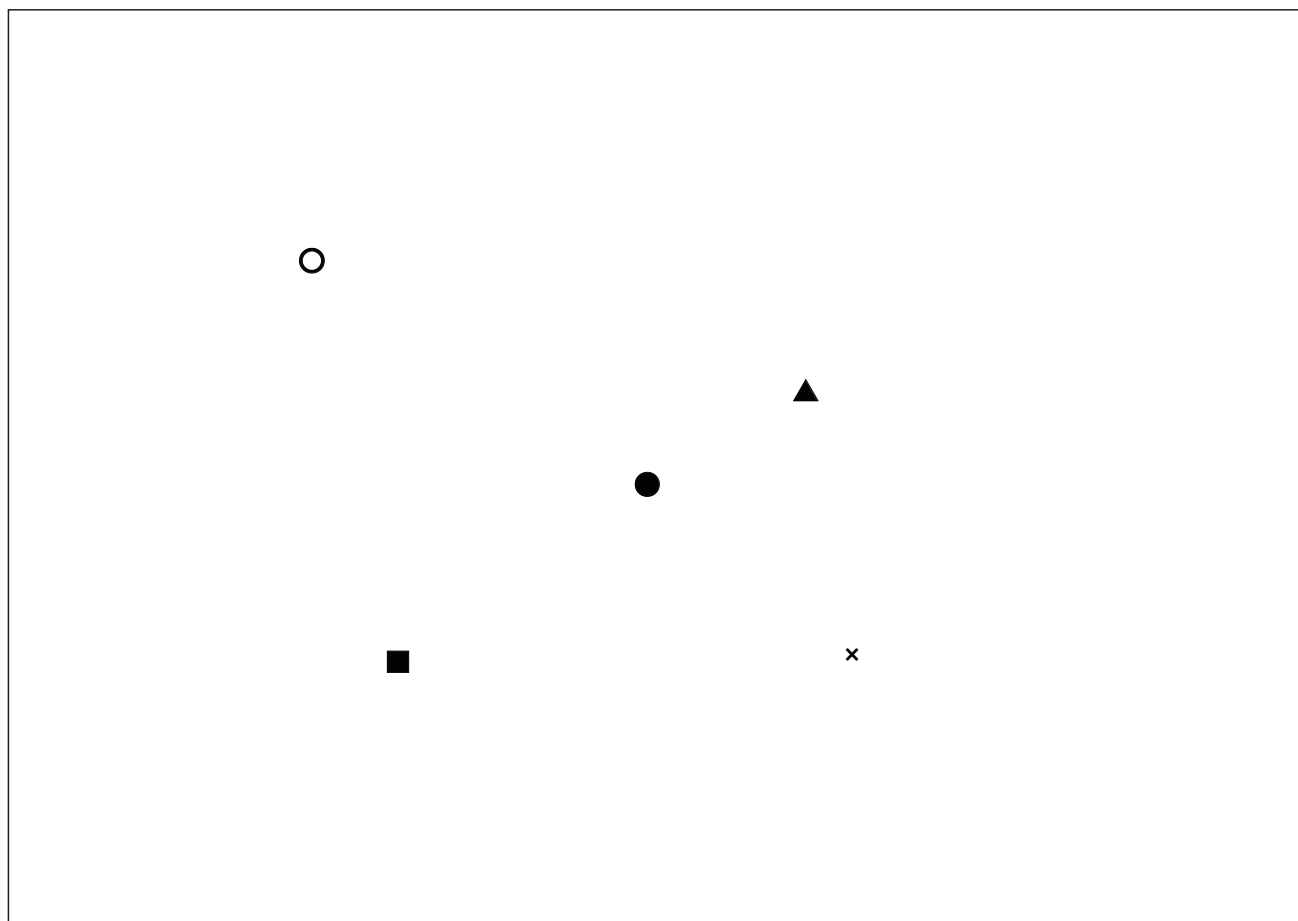
図 2. 緑内障の人の見え方



4 もし緑内障と診断されたら…

確かに緑内障は中途失明原因の第1位になりましたが、緑内障と診断されたからといって前途を悲観してはいけません。大部分の方は適切な治療を行えば失明することなく天寿を全うできます。緑内障の治療は目薬が主ですが、毎日何種類もの目薬を決まった時間にさすことはかなり面倒なことです。以前は眼科医が目薬を処方しても面倒くさがってなかなかきちんとさせない患者さんがみられました。眼科医は患者さんが目薬を当然

図 3. 緑内障の自己チェックシート（近畿大学松本長太教授のアイデアによる）





処方どおりさしていると考え、それでも眼圧が下がらない(目薬をさしていないため)のでさらに目薬を追加して、余計に患者さんが面倒くさくなるという悪循環まで起こっていました。そこでこのような目薬の面倒さを改善するために、最近では点眼回数が1日1回とかせいぜい2回とか少ないものがほとんどになってきています。

さらに3年ほど前から、配合点眼薬といって2種類の眼圧を下げる薬が1つの目薬の中に入っているものも使えるようになっていきます。

しかし、いくら使いやすいよい目薬ができたといっても、きちんと決められたさし方を守らなければ視野を守ることにはなりません。目薬は1滴でよいのですが、目に入ったらしばらく目を閉じてまばたきをしないことが重要です。これはまばたきをすると涙と一緒に鼻の奥の方に流れていってしまうためです。またもし2種類以上の目薬を処方された場合は、目薬を連続してさすのではなく、必ず5分間ほど空けてください。目の回りの涙の溜まる部分にはそれほど容量がなく、後でさした目薬で最初の目薬を洗い流してしまうためです。

5 定期的な診察が必要

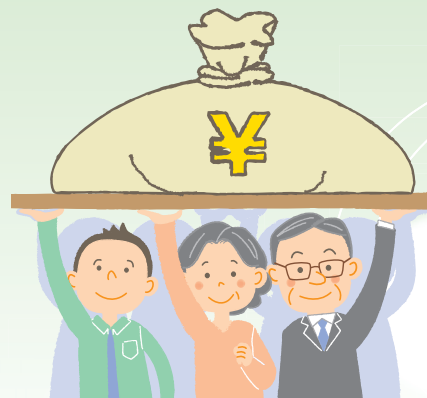
緑内障は目薬をきちんとさしていればそれで十分というわけではありません。必ず定期的に受診をして視野を測ってもらうことが必要です。眼科医が最初に緑内障の患者さんの治療方針を決めるときには、何回か眼圧を測定し視野を測った後で、治療の目標になる眼圧を決めます。これはその人の視野の欠け方、目薬を開始する前の眼圧、年齢などから決定します。しかし、この目標眼圧は必ずしも最初に決めたままということはありません。患者さんの眼圧が目標眼圧に達していても、定期的に視野を測定し、もし視野の欠け方の進行が速ければ目標眼圧を一段下げて、治療方針を変える必要があります。普通は目薬を変更するか増やすことから始め

ますが、場合によってはレーザー治療を行ったり手術をしたりする場合があります。しかし、緑内障の目薬の開発や進歩はまさに目覚ましく、以前に比べると手術を受ける患者さんの比率は大きく低下しています。

6 おわりに

緑内障は40歳以上の日本人の20人に1人はかかる非常に多い病気の一つですが、自覚症状がほとんどなく、知らないうちに視野が欠け放置すれば失明につながる可能性のある病気です。しかし、むやみに怖がる必要はありません。他の多くの病気と同様早期発見が何より重要です。自己チェックシートであやしかったり、40歳を越えればぜひ一度眼科専門医の診察を受けてください。

Economy



平成 25 年度税制改正および 来年の予定について

平成 25 年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、「成長と富の創出の好循環」の実現、社会保障・税一体改革の着実な実施、震災からの復興の支援等のための税制上の措置等を講ずるための改正が行われています。今回はその中でも個人に関係のある改正項目を紹介しましょう。

1 所得税に関する改正

(1) 最高税率の引き上げ

平成 27 年分以後、課税所得 4,000 万円超について 45%の税率が創設されました。

	課税所得	税率	控除額
新設	4000 万円超	45%	4,796,000
現行	1800 万円超	40%	2,796,000
	900 万円超～ 1800 万円以下	33%	1,536,000
	695 万円超～ 900 万円以下	23%	636,000
	330 万円超～ 695 万円以下	20%	427,500
	195 万円超～ 330 万円以下	10%	97,500
	195 万円以下	5%	0

※課税所得とは収入から各種控除を引いた金額

(2) 住宅ローン減税の拡充

平成 26 年 1 月 1 日以後に居住の用に供した場合に住宅ローン控除の適用期限が平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年末まで 4 年間延長され、平成 26 年 4 月から平成 29 年末までの措置として控除額等が変更されました。

住宅ローン減税 一般住宅

入居年	借入限度額	控除率	控除期間	最大控除額 (10年間)	各年の 控除限度額	住民税からの 控除上限額
平成 26 年 1 月～3 月	2,000 万円	1.0%	10 年間	200 万円	20 万円	9.75 万円 (前年課税所得×5%)
平成 26 年 4 月～ 平成 29 年 12 月	4,000 万円	1.0%	10 年間	400 万円	40 万円	13.65 万円 (前年課税所得×7%)

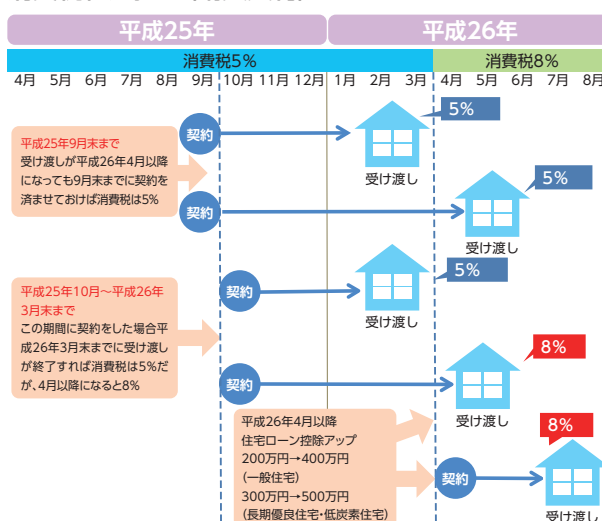
住宅ローン減税 長期優良住宅・低炭素住宅

入居年	借入限度額	控除率	控除期間	最大控除額 (10年間)	各年の 控除限度額	住民税からの 控除上限額
平成 26 年 1 月～3 月	3,000 万円	1.0%	10 年間	300 万円	30 万円	9.75 万円 (前年課税所得×5%)
平成 26 年 4 月～ 平成 29 年 12 月	5,000 万円	1.0%	10 年間	500 万円	50 万円	13.65 万円 (前年課税所得×7%)

(注意点)

「平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月」までの欄の金額は住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が 8%または 10%の場合の金額であり、たとえば平成 26 年 4 月以後に入居した場合であっても 8%または 10%以外の場合には、「平成 26 年 1 月～3 月」までの欄の金額が適用されます。

消費税経過措置(請負契約)





(3) 軽減税率の廃止

金融所得の本則税率は20%（所得税：15%、住民税：5%）ですが、現在10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率が適用されています。本軽減税率については延長されないことに決定し、軽減税率の適用は平成25年12月31日までとなりました。

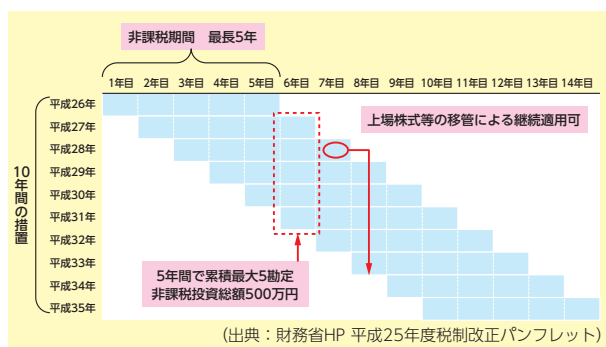
(4) NISA（日本版ISA：少額上場株式等に係る非課税措置）

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置が拡充されます。具体的には次のとおりです。

NISAの概要

①非課税対象	上場株式・公募株式投資信託の配当・分配金、譲渡益
②非課税投資額	毎年、新規投資額100万円が上限（未使用枠の翌年繰越不可）
③非課税投資総額	500万円（100万円×5年間）
④運用期間	5年間
⑤途中売却	自由（売却部分の再利用は不可）
⑥口座開設数	1人1口座（各期間につき1つの金融機関で開設可能）
⑦開設資格者	その年の1月1日時点で20歳以上の日本居住者等
⑧開始時期	平成26年1月1日から開始
⑨口座開設期間	平成26年から平成35年までの10年間
⑩持越制度	ある年の期間が終了する日に有している非課税勘定内の上場株式等については翌年から新しく始まる勘定に移管可能

<非課税措置のイメージ>



2 資産税に関する改正

平成27年1月1日以後開始の相続・遺贈について以下が適用されます。

(1) 相続税基礎控除額

平成26年まで（改正前）	平成27年以降（改正後）
5,000万円＋ 1,000万円×法定相続人数	3,000万円＋ 600万円×法定相続人数

(2) 相続税の速算表

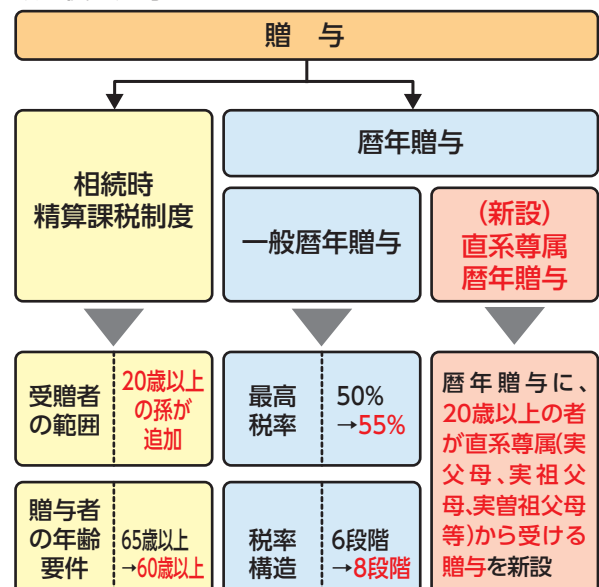
	現行	改正
1000万円以下	10%	10%
1000万円超 3000万円以下	15%-50万円	15%-50万円
3000万円超 5000万円以下	20%-200万円	20%-200万円
5000万円超 1億円以下	30%-700万円	30%-700万円
1億円超2億円以下	40%-1700万円	40%-1700万円
2億円超3億円以下		45%-2700万円
3億円超6億円以下	50%-4700万円	50%-4200万円
6億円超		55%-7200万円

(3) 贈与税の税率構造の見直し

暦年贈与に直系尊属からの贈与が新設されました。

一般暦年贈与の最高税率の引き上げおよび税率構造が改正されました。

改正後の贈与フロー

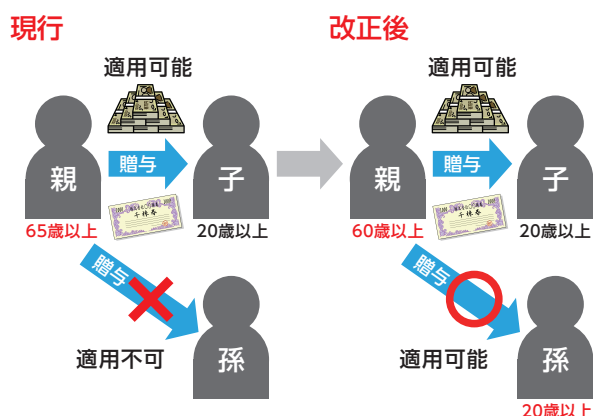


(4) 相続時精算課税制度の対象拡大

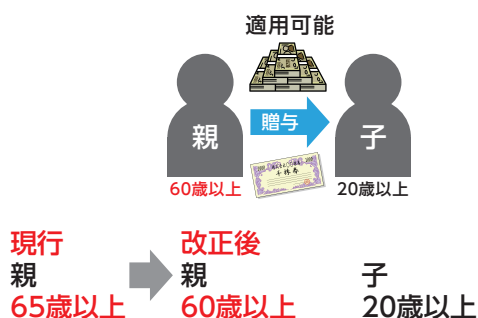
平成 27 年 1 月 1 日以後開始の贈与について以下が適用されます。

また、相続時精算課税制度の適用要件が、次のように見直しされます。

①受贈者の範囲に、20 歳以上である孫（現行 推定相続人のみ）が追加されます。



②贈与者の年齢要件が 60 歳以上（現行 65 歳以上）に引き下げられます。



参考) 相続時精算課税制度

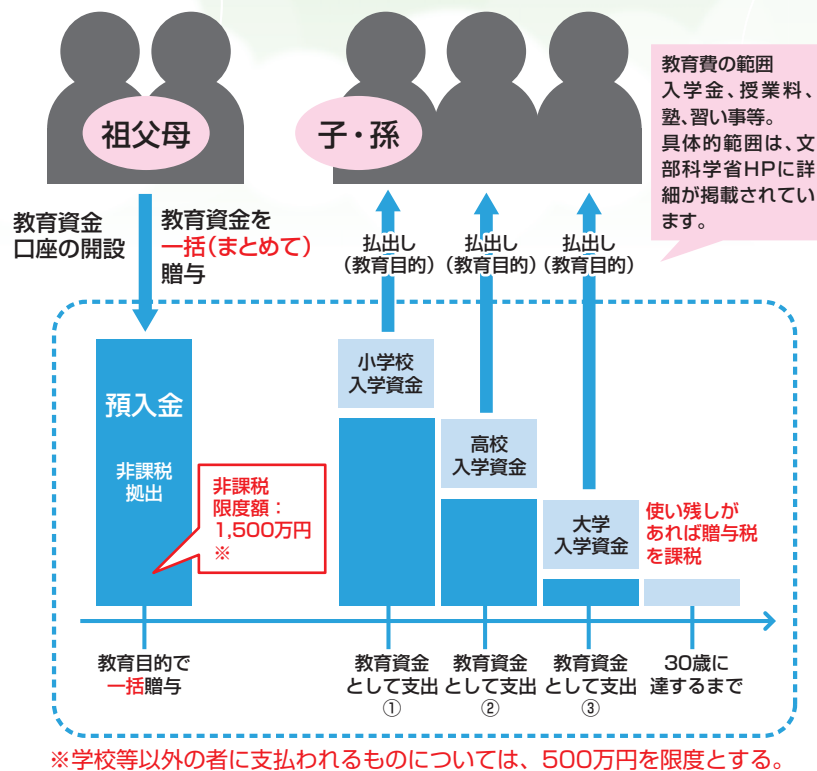
相続時精算課税制度とは、贈与者から贈与を受けた財産について、2,500 万円までは贈与時の贈与税は非課税（2,500 万円を超える部分については 20% の税率で贈与税が課税）とされ、その贈与者が亡くなった場合には、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合算して、相続税として精算（本制度により納付した贈与税額については相続税額から控除）する制度です。

(5) 教育資金の贈与税非課税措置

平成 25 年 4 月～平成 27 年 12 月末までの贈与について以下が適用（3 年間）されます。また、子や孫に対する教育資金の一括贈与が非課税となりました。

(要件)

①受贈者（もらう人）	30 歳未満の直系卑属（子や孫）
②贈与財産	教育資金に充てるための金銭等 ※教育資金…文部科学大臣が定める次の金銭をいう。 A. 学校等に支払われる入学金その他の金銭 B. 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの ※教育資金の範囲…入学金、授業料、塾、習い事等
③方法	金銭等を金融機関に信託等し、教育資金口座を開設する。 ※金融機関…信託会社（信託銀行を含む）、銀行および金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）
④限度額	1500 万円（学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円）
⑤申告	信託や預入等をする日（通常は口座開設日）までに受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する。 （金融機関等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされる。）
⑥払出し確認	受贈者が払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類（領収書等）を次の A または B の提出期限までに金融機関等に提出。 A. 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金口座から払出す方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合 ↓ 領収書等に記載された支払年月日から 1 年を経過する日 B. A 以外の方法を払出方法として選択した場合 ↓ 領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年 3 月 15 日
⑦契約の終了	A. 受贈者が 30 歳に達した場合 B. 受贈者が死亡した場合 C. 口座等の残高がゼロになり、かつ、教育資金口座に係る契約を終了させる合意があったこと
⑧残額の扱い	⑦の A または C の事由に該当したことにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、残額がある時は、その残額に対して贈与税が課税される。したがってこの残額が贈与税の基礎控除額（110 万円）を超える場合には申告が必要。



(6) その他の相続税改正項目

①未成年者控除・障害者控除の見直し

未成年者控除

6万円×(20歳－相続開始時の年齢)
↓
改正後 10万円×(20歳－相続開始時の年齢)

障害者控除(一般)

6万円×(85歳－相続開始時の年齢)
↓
改正後 10万円×(85歳－相続開始時の年齢)

障害者控除(特別)

12万円×(85歳－相続開始時の年齢)
↓
改正後 20万円×(85歳－相続開始時の年齢)

②小規模宅地等の特例の見直し

特例の対象となる宅地の面積が拡大されるなど、
全部で4項目の改正が加えられました。
具体的な改正項目は以下の表のとおりです。

下記(ア)および(イ)の改正は平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。	
(ア)	特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を330㎡(現行240㎡)までの部分に拡充する。
(イ)	(現行) 特例の対象として選択する宅地等のすべてが特定事業用等宅地等および特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする。 (改正) ➡ 一つの宅地が特定居住用宅地および特定事業用宅地として併用されている場合、同制度を完全併用することができる。 ※特定居住用宅地等330㎡+特定事業用等宅地等400㎡＝730㎡ なお、貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については、現行どおり、調整を行うこととする。
下記(ウ)および(エ)の改正は平成26年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。	
(ウ)	一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人およびその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続または遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人およびその親族が居住していた部分に対応する部分を特例の対象とする。
(エ)	老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用する。 I 被相続人に介護が必要なため入所したものであること。 II 当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと。

以上、主な税制改正項目を紹介してきましたが、詳細は、税理士などにご相談ください。